

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働安全衛生](#) | [精神障害労災実務②](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)[▶ キーワード検索はこちら](#)

精神障害労災実務②

会社や労働基準監督署に労災として認めてもらうためには、その人の労働環境がどのような状況であったのかというを示す情報が必要だ。

疑わしい場合には会社任せにせず、できるだけ迅速に情報収集しておく必要がある。

労働災害が生じた場合に労働者に対して補償を行うのは、本来、会社であるべきだが、会社によっては労災を認めなかったり隠そうとすることもある。

労災保険を使うことで会社側に考えられるデメリットとしては、「保険料が上がる」「労働基準監督署から検査・調査などが入る」「仕事がもらえなくなる」「会社のイメージダウンにつながる」などが考えられる。そういう場合には、労働組合や弁護士などに相談をして、自らが動かねばならない。

十分な情報収集をして労災保険の給付申請がなされると、労働基準監督署はその疾病がほんとうに労災が原因で起こったものかどうかを検討し、ここで労災と認定されれば、保険の給付を受けることができる。

結果が出るまでの期間は、3～6ヶ月程度が一般的だが、判断の難しいケースでは、1年から3年近くかかることもある。

認定されなかった場合には、保険の給付を受けることはできないが、その決定が納得できない場合には、不服申し立てをすることができる。

労災保険給付の手続のための申請書類は、労働基準監督署で入手することができる。

労働基準監督署には、相談窓口が設置されており、専門職員がさまざまな労働関係の相談を受け付けている。

労災保険の内容が分からない、申請の仕方を教えて欲しい、などといった一般的な相談であれば、ここで対応してもらおうとよい。

申請書類には、負傷や発症が起こった日時やその発生状況、治療を受けた病院や医師の診断内容などを詳細に記入しなければならない。

うつ病などの精神疾患ならば、発症する前の半年間程度の労働時間や休日数など勤務実態がわかる資料や、関係者から得た情報などを準備しておく必要がある。

労災認定には長時間労働による過労、ストレス、パワハラ、セクハラなど、発症の原因をどう具体的に証明できるかがポイントだ。

労災保険の手続は、労働者本人はもちろん、家族が代行することもできる。

ただ、労災であることが明確なケースであれば大きな問題もなく保険給付が認められるが、会社側と言いが食い違っていて労災と認められない可能性があるケースでは、申請手続きだけでなく、会社側との交渉や訴訟手続きなどさまざまな問題を抱えることになる。

このような場合には、専門知識の豊富な弁護士などを頼るとよい。

いずれにしても会社側と争うことになるので、労働者側には相当の覚悟が求められる。

[\(つづく\)](#)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>> 一覧へ戻る](#)

